

鯖江市告示第77号

鯖江市民プール改修工事（建築工事）の請負契約に係る
制限付き一般競争入札の参加者の資格等について

鯖江市民プール改修工事（建築工事）における制限付き一般競争入札に参加者の資格等を、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項の規定により次のとおり公示
する。

令和7年4月2日

鯖江市長 佐々木 勝久



1 入札に付する工事

- (1) 工事名 鯖江市民プール改修工事（建築工事）
- (2) 工事場所 鯖江市 東鯖江3丁目 地係
- (3) 工事概要 建築改修工事 1式
- (4) 設計金額 金 467,309,700 円（税込）

2 資格審査を申請できる者

資格審査を申請できる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

(1) 共同企業体が、この工事を共同して請け負うことを目的として、次の①から②の条件を満たす3者で結成されたものであること。

① 共同企業体の構成員である建設業者のうち、代表者は次の条件を満たしていること。

ア 鯖江市内に本社を有する建築一式工事の登録業者で、特定建設業の許可を有する市格付けがA等級である1者。

② 代表者以外の構成員は次の条件を満たしていること。

ア 鯖江市内に本社を有する建築一式工事の登録業者で、市格付けAまたはBまたはC等級である2者。

(2) 共同企業体の構成員である建設業者が、次の要件のすべてを満たす者であること。

ア 令和7年3月28現在で、令和5・6年度鯖江市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事の登録を有すること。

イ 法第26条の監理技術者または主任技術者（代表者は国家資格を有する者に限る。）を工事現場に専任で配置しうる者であること。

共同企業体の申請時において、専任の配置技術者を入札執行前まで他の工事と重複して申請することも可とする。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 「鯖江市工事等請負契約に係る指名停止等に関する措置要領」に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

(3) 共同企業体の構成員の最小出資比率が10%以上であること。

(4) 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

(5) 共同企業体の構成員である建設業者が、この工事に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

3 資格審査の確認

(1) 入札の参加希望者は、令和7年4月22日（火）正午までに申請書および資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書および資料を提出しない者または確認がうけられなかった者は、入札に参加することができない。

(2) 提出申請書

・特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の内容

申請書は、次のとおりとし、ア、イ、ウ、オについてはそれぞれ様式第2号、第3号、第4号、第5号により作成すること。

ア 経営規模等総括表

イ 工事経歴書（公共施設の建築改修工事）

ウ 技術職員名簿

エ 特定建設工事共同企業体協定書

オ 委任状

・鯖江市制限付き一般競争入札参加確認申請書の内容

申請書は、次のとおりとし、ア、イ、ウについてはそれぞれ様式第2号、第3号、第4号により作成すること。

ア 同種工事の実績調書

イ 施工計画書

ウ 配置予定の現場代理人および監理技術者の資格、経歴、経験等

エ 共同企業体の構成員の最新の経営事項審査結果通知書の写し（法第27条の27第1項の規定による通知書の文書をいう。）

オ 配置予定の技術者の資格者証の写し

(3) 申請書の提出方法

申請書等は受付場所に持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 申請書等の配布

ア 配布期間 令和7年4月2日（水）から令和7年4月22日（火）

（土曜、日曜および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
ただし、令和7年4月22日（火）は正午まで

イ 配布場所 鯖江市西山町13-1 鯖江市政策経営部財務管理課
電話 0778-53-2222 (直通)

ウ 配布要領 申請書および資料の様式は、配布または鯖江市ホームページからダウンロードする。

(5) 申請書等の受付

ア 受付期間 令和7年4月2日(水)から令和7年4月22日(火)
(土曜、日曜および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
ただし、令和7年4月22日(火)は正午まで

イ 受付場所 申請書等の配布場所と同じ

ウ 申請書等の提出方法
申請書等は持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(6) 提出部数 4部(特定建設工事共同企業体協定書および委任状も同じ)
うち3部は受付時に返却し、構成員が1部ずつ保管すること。

(7) 申請書等の作成説明会

申請書等の作成説明会は実施しない。

4 資格審査および格付けの決定

申請書等を提出した者の資格の有無および格付けは、鯖江市建設工事共同企業体実施要領の第5条、第6条および第8条の規定を準用し、決定するものとする。

5 資格の有効期間

この資格審査による入札参加資格は、鯖江市民プール改修工事(建築工事)に係る入札についてのみに有効とし、当該工事を落札した共同企業体については当該工事が完了し共同企業体の精算が完了した日、その他の共同企業体については当該工事に係る請負契約が締結された日に効力を失う。

6 その他

(1) 入札参加者が2未満となった場合は、当入札は行わないものとする。
その他不明な点については、鯖江市政策経営部財務管理課に照会すること。

電話 0778-53-2222 (直通)